

婦人・青年部主催

フラワーアレンジメント フラワーケーキ講座 開催

4月21日(日) 婦人・青年部主催のフラワーアレンジメント・フラワーケーキ講座が東区プラザで開催され、子どもを含め18名が参加しました。

村上民商青年部の Musubiya・石山浩さん(花育アドバイザー)を講師に迎え、初心者にもわかりやすい丁寧な指導のもと作品を作りました。

フラワーケーキの作成手順はスポンジにレモンリーフ(レモンの形をした葉)を針金で止めて巻いていきカップが完成。次にメインになる花を4輪選びスポンジに刺し、その周りは数多くある材料の中から自分のセンスで選び埋めていく。最後にリボン巻いて完成。

時間も忘れて作品を作ることができました。参加者からは「次回は何をしますか?」と講師の石山さんに聞いている方もいました。これからも楽しい行事を企画していきます。参加してください。乞うご期待!



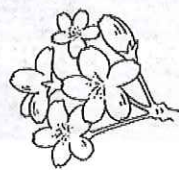
新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
19年4月29日

日程

- ・ 5月1日(水) メーデー
- ・ 5月3日(金) ピースフェスティバル
- ・ 5月19日(日) 県婦協総会

婦 人 部 活 動



5月の県婦協総会に向けて、目標35名の仲間増やしに婦人部の三役さんの奮闘が続いています。

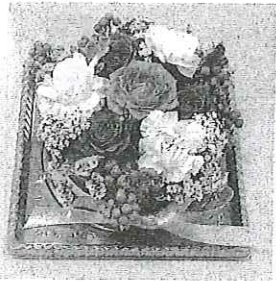
4月15日(月) 土田副部长・金谷副部长・阿部副部长で、石山を3件訪問。土田副部长のマシンガントークで56条の運動に共感していただき「カンパくらいなら」と1名の方が入部して下さいました。

4月16日(火) 和合部長・大山副部长で、米山・女池を5件訪問。和合部長と申告班会で顔を合わせていた事もあり、すんなり2名の方が入部して下さいました。途中ランチ支部長の協力も得たり、フラワーケーキ講座に家族で参加してくれたニコットさん(美容室)で和合部長が顔のリフトアップを体験したり、楽しい訪問となりました。

4月22日(月) 和合部長・渡辺(照) 副部长で、万代を11件訪問。県婦協総会の参加を呼びかけました。「高齢でなかなか活動には参加できないけど」1名の方が入部して下さいました。総会の参加者も増えました。4月23日(火) 土田・金谷・阿部副部长で、松浜を3件訪問。旦那さんの対応等で入部にはいたりませんが、訪問は歓迎していただきました。

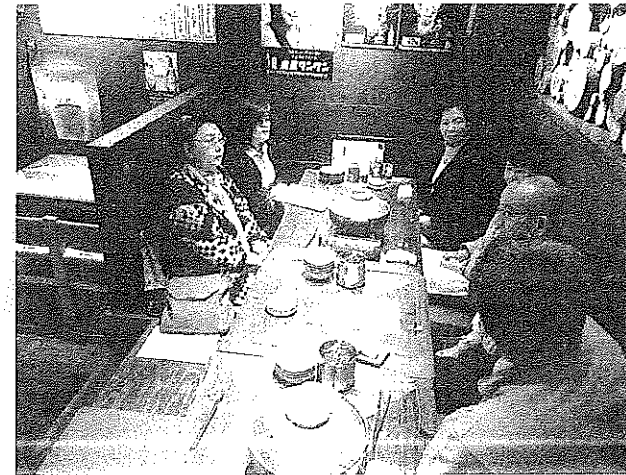
婦人部訪問で、少しずつですが仲間が増えていきます。少しでも目標に近づけるようこれからも奮闘していきます。

県婦協総会の物産展には、『衣料のスズキ』さん(東山ノ下支部)の衣料品。真島さん(内野支部)手作りみそ&らつきょう。土田副部长ご愛用の煮干しを販売する予定です。お楽しみに♪



内野支部新入会員歓迎会

4月17日内野支部で新入会員歓迎会が行われ、9名が参加しました。まず初めに萱森支部長より開会の挨拶が行われてから、参加者各々が自己紹介をしました。3・13全国統一重税反対統一行動にも参加した新入会員さんからは「不動産の申告が必要になって民商へ相談しました。支部のみなさんと交流が持てて良かったです。これからも色々と相談します」などと挨拶が行われました。乾杯が行われた。乾杯が行われてからは美味しい料理を食べながら、参加者全員ざくばらんに話し合い懇親を深めました。



建設業許可「とび・土工事業」の方へ

「とび・土工事業」の許可から「解体工事業」の許可が独立しました。

「とび・土工事業」の許可で「解体工事業」を請け負うことが出来なくなります。経過措置は 2019年5月31日まで、以降は「解体工事業の許可」が必要となります。

2019年6月1日以降、「解体工事」を請け負う場合は、下記の続きが必要です。

500万円以上の解体工事を請け負う場合・・・「解体工事業」の許可が必要

500万円未満の解体工事を請け負う場合・・・「解体工事業登録」が必要

※ いまお持ちの「とび・土工事業」の許可で、500万円未満の解体工事業であれば2019年6月1日以降も引き続き請け負うことが出来ます。

事務所休みのお知らせ

平時より皆様の民商への活動並びに応援ありがとうございます。

4月27日(土)～5月6日(月)は事務所を休ませていただきます。

相談や問い合わせ等は4月26日まででお願いします。

労働保険のお知らせ

・年度更新の対象となる会員さんには、新潟民商から案内文書が届いています。

・労働保険の新規加入を受け付けています。労働保険は、事業主や大工、左官などの一人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。申込み希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

雇用保険料率は変更ありません

平成31年4月からの雇用保険の料率は、下記のように平成30年度と変更はありません。

負担者	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
事業の種類			
一般の事業 (31年度)	3/1000	6/1000	9/1000
(30年度)	3/1000	6/1000	9/1000
建設の事業 (31年度)	4/1000	8/1000	12/1000
(30年度)	4/1000	8/1000	12/1000

労働保険事務組合からの お知らせ

委託事業主の皆さん、労働保険(労災・雇用)の年度更新の日程が決まりました。お忙しいと思いますが、更新手続きにお越しく下さい。

5月9日(木)午後 13:00 ~ 15:00